

平成30年第2回宝塚市議会（定例会）

産業建設常任委員会資料①

平成30年（2018年）5月

議案第66号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市都市公園条例の一部改正のポイントについて

1 条例内の公園名称

「宝塚文化芸術センター庭園（以下、庭園）」

2 条例改正の主な目的

子供から大人まで誰もが自由に訪れることのできる市民の庭を創出するため、庭園を都市公園として管理するにあたり必要な改正を行う。

また、都市公園での利用ニーズに応えるため必要に応じて法第5条第1項の公園施設及び条例第4条第1項の行為に係る使用料（利用料金）を見直す。

3 主な改正内容

【有料公園施設について】

- ・有料公園施設（宝塚文化芸術センター庭園駐車場（以下、駐車場））を規定する。
（第2条（3））
- ・駐車場の開場時間（午前0時から午後12時まで）、休場日（無休）、駐車制限（自動車の入庫拒否、出庫命令等）を規定する。（第11条～11条の4）
- ・駐車場使用者は使用料を納付、使用料は自動車出庫時まで徴収する。
（第12条）

【庭園の敷地面積に対する建築面積の上限変更について】

- ・今回改修する庭園内休憩所の建築面積が条例で規定されている敷地面積に対する建築面積の上限100分の2（休憩所156.6㎡÷敷地面積7,504.94㎡≒2.1%）を超えるため、本庭園に限り、上限を100分の3とする。（第2条の4）

【指定管理者による庭園管理について】

- ・市長は庭園の管理を指定管理者に行わせるものとする。
- ・第 4 条（行為の制限）庭園内における催し、出店等の行為における許可権限、第 7 条（利用の禁止又は制限）庭園の保全や利用者の危険防止のための庭園の利用を禁止する又は制限する権限、第 11 条の 4（駐車場の制限）駐車場の自動車入庫拒否、出庫命令等の権限を指定管理者へ移譲する。
- ・第 11 条の 2（駐車場の開場時間）、第 11 条の 3（休場日）について、指定管理者は市長の承認を得て、開場時間の変更、駐車場の休場日が設定できる。
- ・指定管理者が庭園で第 4 条第 1 項の行為を許可した者に限り、指定管理者は、第 17 条（監督処分）第 1 項の条例違反者に対する許可取消、効力停止、条件変更、及び第 17 条（監督処分）第 2 項第 1 号の庭園工事や第 2 号の庭園の保全、利用に著しく支障がある場合も許可取消、効力停止、条件変更ができる。（以上、第 22 条）
- ・指定管理者は、第 4 条第 1 項の行為の許可に伴う使用料及び駐車場使用料（以下、利用料金）を収入として收受し、市長から承認を得て使用料を上限とした料金設定、減額・免除ができる。（第 24 条）

（※料金設定及び減額・免除に係る承認基準）

1. 庭園の設置目的に照らし、明らかに逸脱する内容でないこと。
 2. 特定の利用者に対し、便宜を図る内容でないこと。
 3. その他市長が不相当であると認める場合は、承認しないこととする。
- ・市長は指定管理者の指定に際し、公募を前提に選定基準や業務内容を規定し、速やかに告示する。（第 25 条、第 26 条、第 27 条）

【宝塚市立文化芸術センター及び庭園の複合的利用について】

- ・指定管理者による複合的施設としての効率的利用を明記する。（第 23 条）

4 駐車場について（使用料金の設定）

施設名	単位	使用料
宝塚文化芸術センタ	普通自動車 1 台 1 回 1 時間につき	400 円
一庭園駐車場	中型自動車又は大型自動車 1 台 1 日につき	3,000 円

※近傍駐車場料金を参考に設定（宝塚文化創造館駐車場 普通車 100 円/20 分、宝塚大劇場駐車場バス・マイクロバス 1 日 2,000 円）

5 使用料の見直しについて

庭園や末広中央公園をはじめとする都市公園の利活用を見据え、法第 5 条第 1 項の管理に係る使用料及び条例第 4 条第 1 項の行為に係る使用料のうち、近隣他市等との乖離が大きい使用料について検討を行い、必要な見直しを行う。

(法第 5 条第 1 項 公園施設)

設置の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	650 円/㎡以上
管理の場合 設置又は管 理の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	1,300 円/㎡→ 650 円/㎡以上で立地 条件、営業形態等を勘 案して市長が定める額

※使用料は公園施設の資産価値や地価で変動するため、条例では設置と管理の使用料の最低額を同額で規定し、運用の際、公園施設の資産価値等に応じた使用料を算出する。

(条例第 4 条第 1 項 行為)

行商、募金、出店その他これらに類する行為	日額	650 円/㎡
業として行う写真の撮影	日額	1,949 円/人
業として行う映画の撮影	日額	7,777 円/回
興行	日額	517 円/㎡→48 円/㎡
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し	日額	383 円/㎡→16 円/㎡

※算定根拠：宝塚市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項の規定を準用（下記参照）

- ・宝塚市の宅地の固定資産税平均価格は 84,111 円/㎡（平成 29 年 1 月 1 日時点）。固定資産税価格は公示地価の 7 割となるため、市内の平均地価から、 $84,111 \text{ 円/㎡} \div 0.7 = 120,158 \text{ 円/㎡}$ $\times 4/1,000 = 480 \text{ 円/㎡/月} \div 30 \text{ 日} = 16 \text{ 円/㎡/日}$ （競技会等の催し）
- ・興行は収益性が高いことから、近隣他市等を参考に競技会等の催し使用料の 3 倍で設定。
 16 円/㎡/日 （競技会等の催し） $\times 3 = 48 \text{ 円/㎡/日}$ （興行）

○宝塚市行政財産使用料条例

第 2 条 行政財産を使用し、又は公の施設を利用しようとする者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の月額の使用料を納付しなければならない。

(1) 土地を使用する場合 土地の適正な時価又は公有財産台帳価格の 1,000 分の 4 に相当する額以上の額

提案第66号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 都市公園法第5条及び行為における使用料の近隣市比較について

	備考		法第5条の規定による公園施設			公園内行為 第4条第1項各号に掲げる行為											
	有無		設置の場合	管理の場合	単位	行商、野合、出店、その他これらに類する行為	単位	業として行う写真の撮影	単位	業として行う映画の撮影	単位	円案	単位	競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する遊し	単位	その他	単位
宝塚市			650円以上/月	1,300円/月	㎡	650円/日	㎡	1,949円/日	人	7,777円/日	回	647円/日 48円/日	㎡	383円/日 16円/日	㎡	-	-
			650円以上/月で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額														
尼崎市		H30.4.1改訂予定	-	-	-	735円/日	㎡	2,536円/日	台 ※1	10,208円/日	箇所	49円/日	㎡	10円/日	㎡	その他公園の全部又は一部を独占して利用するとき。 22円/日	㎡
西宮市 ※2			750円以内/月 ※3	2,250円以内/月 ※3	㎡	50円/時	㎡	3,000円/日	箇所	3,000円/日	箇所	2円/時	㎡	1円/時	㎡	-	-
芦屋市			46円/月	97円/月	㎡	680円/日	㎡	1,940円/日	人	7,760円/日	回	50円/日	㎡	-	-	-	-
伊丹市		設置管理は行政財産使用料条例に基づき設定。	行政財産使用料を準用 ※4	行政財産使用料を準用 ※4	㎡	408円/日	㎡	730円/日	人	730円/日	人	-	-	10円/日	㎡	-	-
川西市			267円/月	800円/月	㎡	438円/日	㎡	1,334円/月	台 ※1	5,335円/日	箇所	36円/日	㎡	5円/日	㎡	その他全部または一部を独占使用するとき。 12円/日	㎡
三田市		行政財産使用料条例に基づき設定。	-	-	-	100円/日	㎡	3,000円/日	人	3,000円/日	箇所	50円/日	㎡	10円/日	㎡	-	-
神戸市			110円/月	公園施設毎に規定	㎡	150円/日	㎡	900円/日 (広告写真 30,000円/日/ 回)	人	60,000円/日	回	12円/日	㎡	競技会等12円/日 (集会その他これに類する遊しの開催4円/日)	㎡		
兵庫県		乙	3,430円/年 (軽飲食店等)	11,760円/年 (恒常的軽飲食店等)	㎡	-	-	-	-	-	-	その他営業 170円/日	件	30円/日	㎡		
		甲	2,080円/年 (軽飲食店等)	10,380円/年 (恒常的軽飲食店等)	㎡	-	-	-	-	-	-	その他営業 100円/日	件	15円/日	㎡		

※1…写真台の数。
 ※2…施行規則において、施設ごとに細分化されている。
 ※3…法2条第2項の公園施設。
 ※4…伊丹市行政財産使用料条例第2条の規定により算出した額。
 (土地)財産価格に40/1,000を乗じた額(年額)
 (建物)財産価格に75/1,000を乗じた額(年額)

議案第67号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

資料1 宝塚山手台地区地区計画計画図

資料2 東洋町地区地区計画計画図

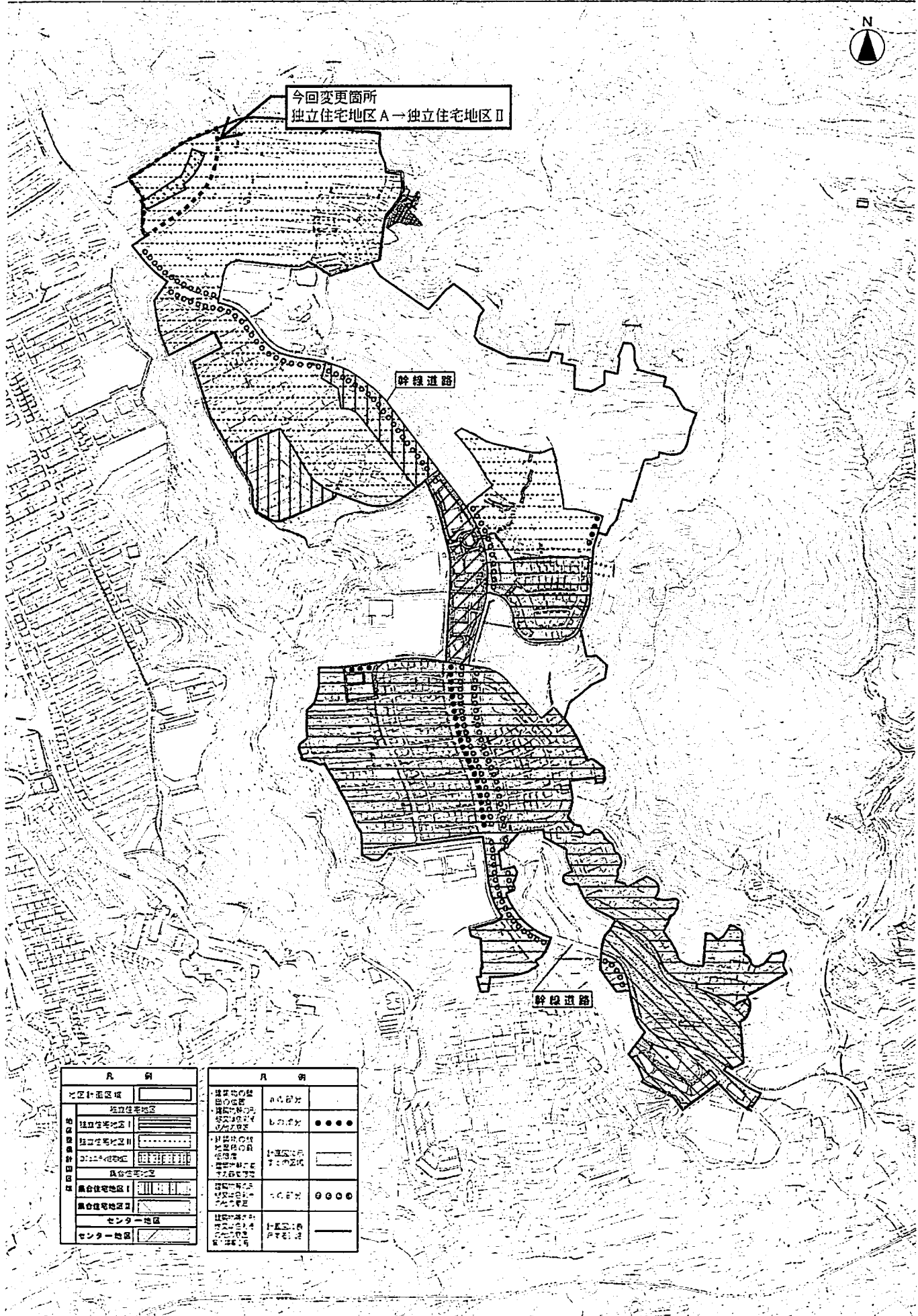


今回変更箇所
独立住宅地区A → 独立住宅地区II

幹線道路

幹線道路

A 例		B 例	
地区計画区域	[Pattern]	建築物の種類 田舎風	a.c.5% [Pattern]
独立住宅地区	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	b.c.5% ●●●●
独立住宅地区I	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	c.c.5% [Pattern]
独立住宅地区II	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	d.c.5% ●●●●
集合住宅地区	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	e.c.5% [Pattern]
集合住宅地区I	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	f.c.5% ●●●●
集合住宅地区II	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	g.c.5% [Pattern]
センター地区	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	h.c.5% [Pattern]
センター地区	[Pattern]	建築物の種類 洋風・洋風 洋風・洋風 洋風・洋風	i.c.5% [Pattern]

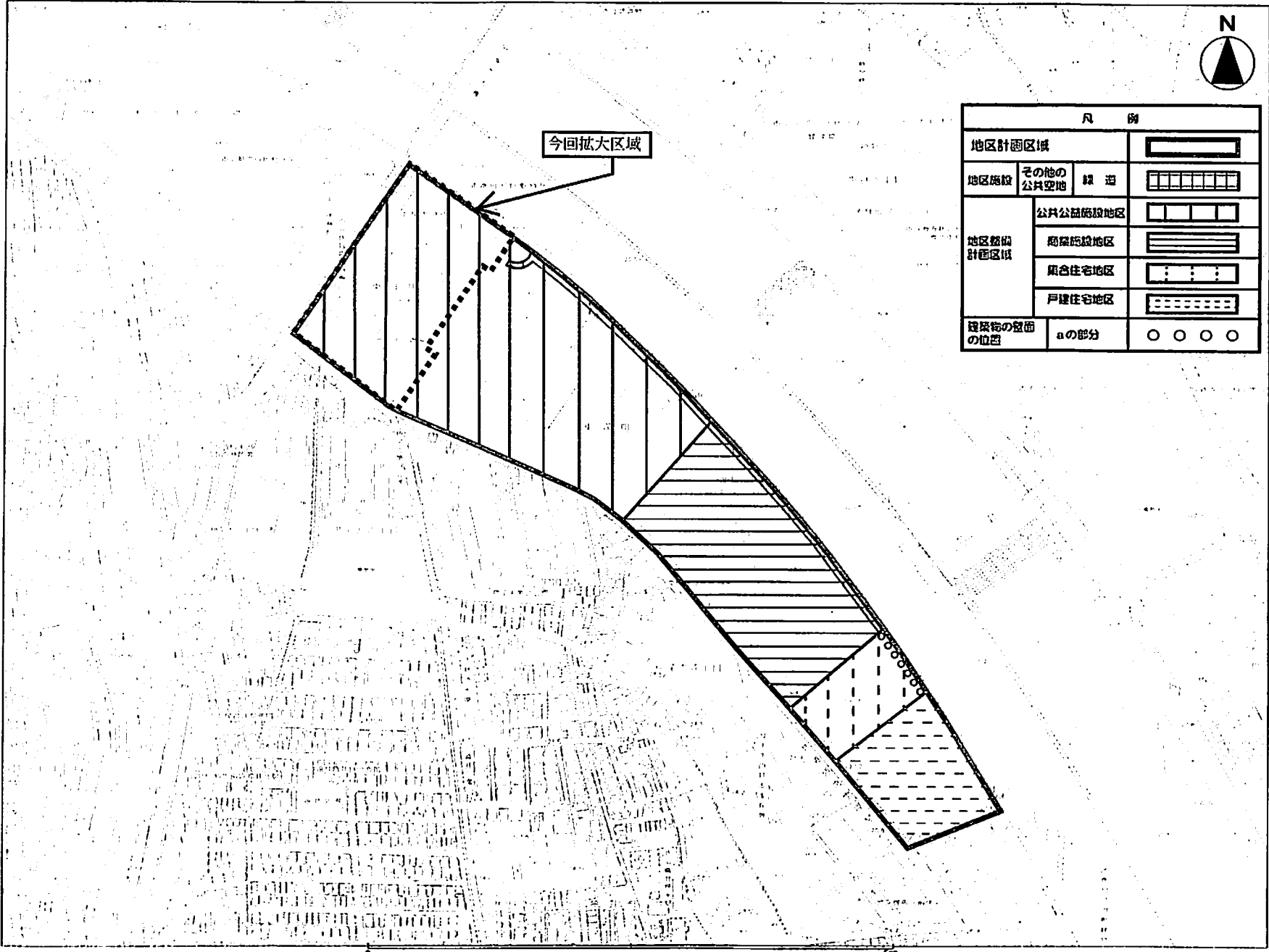


計画図



今回拡大区域

凡 例		
地区計画区域		
地区施設	その他の 公共空地	
地区整備 計画区域	公共施設施設地区	
	商業施設地区	
	集合住宅地区	
	戸建住宅地区	
建築物の整備 の位置	aの部分	



議案第68号

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)が平成29年5月に公布され、汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受、合併及び分割、相続の各承認手続きが新たに規定され、本年4月1日より施行されています。

本市では、これまでに汚染土壌処理業の許可申請はなく、汚染土壌処理施設は市内に存在しない状況であるため、兵庫県及び県下の土壤汚染対策法政令市の手数料金額を調査したうえで、改正条例を調整し今回の定例会に提案するものです。

2 改正内容

土壤汚染対策法改正に伴い、汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受、合併及び分割、相続の各承認手続きについても手数料を徴収するため、下記の手数料を宝塚市環境衛生事務手数料条例第4条に次の手数料を追加します。

○ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料(土壤汚染対策法第27条の2第1項)

100,000円

○ 汚染土壌処理業である法人の合併又は分割承認申請手数料(土壤汚染対策法第27条の3第1項)

100,000円

○ 汚染土壌処理業の相続承認申請手数料(土壤汚染対策法第27条の4第1項)

100,000円

3 手数料算出根拠

平成 22 年に汚染土壌処理業の許可等の申請に対する事務手数料を規定したときの根拠を
基に、今回改正の事務に係る時間等を考慮し算出した。

- (1) 審査に必要な時間 24.5 時間
- (2) 職員の標準時間単価 4,015 円/時間
- (3) 旅費 0 円
- (4) 物件費 1,200 円 (郵送料、電話料)

$$\begin{aligned} \text{手数料} &= \text{審査に必要な時間} \times \text{職員の標準時間単価} + \text{旅費} + \text{物件費} \\ &= 24.5 \text{ 時間} \times 4,015 \text{ 円/時間} + 0 \text{ 円} + 1,200 \text{ 円} \\ &= 99,568 \text{ 円} \\ &\text{改め } 100,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

4 兵庫県下の状況 (資料 1 参照)

追加された 3 つの手数料については、いずれの自治体においても同一金額を規定
しています。

手数料額は以下のとおりです。

- 12 万円・・・兵庫県、姫路市、明石市、加古川市
- 11 万 6 千円・・・神戸市
- 10 万円・・・尼崎市、西宮市、宝塚市

議案第68号

宝塚市環境衛生事務手数料条例を改正する条例の制定について

資料2 兵庫県及び県下土壌汚染対策法政令市の手数料

(平成30年4月4日現在)

条項	第22条第1項	第22条第4項	第23条第1項	第27条の2第1項	第27条の3第1項	第27条の4第1項
	汚染土壌処理業の許可	汚染土壌処理業許可の更新	汚染土壌処理業変更の許可	汚染土壌処理業譲渡及び譲受の承認	汚染土壌処理業合併及び分割の承認	汚染土壌処理業相続の承認
兵庫県	24万円 (H21.9月議会)	22万4千円 (H22.2月議会)	22万2千円 (H22.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)
神戸市	24万円 (H22.3月議会)	22万円 (H22.3月議会)	22万円 (H22.3月議会)	11万6千円 (H30.2月議会)	11万6千円 (H30.2月議会)	11万6千円 (H30.2月議会)
姫路市	24万円 (H21.9月議会)	22万円 (H22.2月議会)	22万円 (H22.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)
尼崎市	24万円 (H21.9月議会)	22万円 (H22.3月議会)	22万円 (H22.3月議会)	10万円 (H30.2月議会)	10万円 (H30.2月議会)	10万円 (H30.2月議会)
明石市	24万円 (H21.9月議会)	22万円 (H22.3月議会)	22万円 (H22.3月議会)	12万円予定 (H31.3月議会予定)	12万円予定 (H31.3月議会予定)	12万円予定 (H31.3月議会予定)
西宮市	24万円 (H21.9月議会)	22万円 (H22.3月議会)	22万円 (H22.3月議会)	10万円予定 (H30.6月議会予定)	10万円予定 (H30.6月議会予定)	10万円予定 (H30.6月議会予定)
加古川市	24万円 (H21.9月議会)	22万円 (H22.3月議会)	22万円 (H22.3月議会)	12万円 (H30.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)	12万円 (H30.2月議会)
宝塚市	24万円 (H21.9月議会)	22万円 (H22.3月議会)	22万円 (H22.3月議会)	10万円予定 (H30.6月議会予定)	10万円予定 (H30.6月議会予定)	10万円予定 (H30.6月議会予定)

※ 平成30年4月4日現在、汚染土壌処理施設を所管しているのは兵庫県、神戸市(政令指定都市)、姫路市(中核市)、尼崎市(中核市)である。
網掛けの市は現在市内に施設がないことを示す。

議案第70号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の制定について

資料1 宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の概要

市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等の許容に関する条例の概要

<p>背景</p> <p>(北部地域の土地利用の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少、少子高齢化の進行 ・建替が必要な古い住宅や空家の増加 	<p>目標・方針</p> <p>定住人口の維持・土地利用の弾力化</p> <p>(北部地域まちづくり基本構想)</p>	<p>(開発許可制度運用指針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発審査会の審査基準の定型的なものの原則条例化可能 ・開発許可基準の明確化、開発許可手続きの迅速化、簡素化 ・既存集落の計画的な整備は、地域の実情に沿った運用可能
---	--	--

趣旨

法令[※]の規定に基づき、市街化調整区域において行うことができる市街化を促進しない開発行為及び建築物の新築等に関し必要な事項(区域・目的・予定建築物の用途)を定める(第1章 総則 第1条) (法令[※]:都市計画法第34条第12号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ハ)

市街化調整区域において行うことができる開発行為及び建築物の新築等(第2章)

北部地域において行うことができる開発行為及び建築物の新築等(第3章)

市街化調整区域

- (*1) 令第8条第1項第2号ロからニまで
- ロ 災害の発生のおそれのある区域
 - ハ 農用地として保存すべき区域
 - ニ 環境の保持、土砂流出の防備等の保全すべき区域

市街化調整区域で(*1)を除く**区域**(第3条・第4条)

北部地域

たからづか北部地域土地利用計画(第5条)

北部地域を**保全区域**・**森林区域**・**農業区域**・**集落区域**

4つの区域に分ける

地区土地利用計画(第7条)・・・住民主体のまちづくり

集落区域の中で、**区域①(長期居住者)**・**区域②(新規居住者)**・**区域③(いずれも該当)**を定めることができる

上記で定めた区域で(*1)を除く**特別指定区域**(第12条)

区域

目的・予定建築物の用途

市街化を促進しない開発行為・建築物の新築等の許可(第3条・第4条)

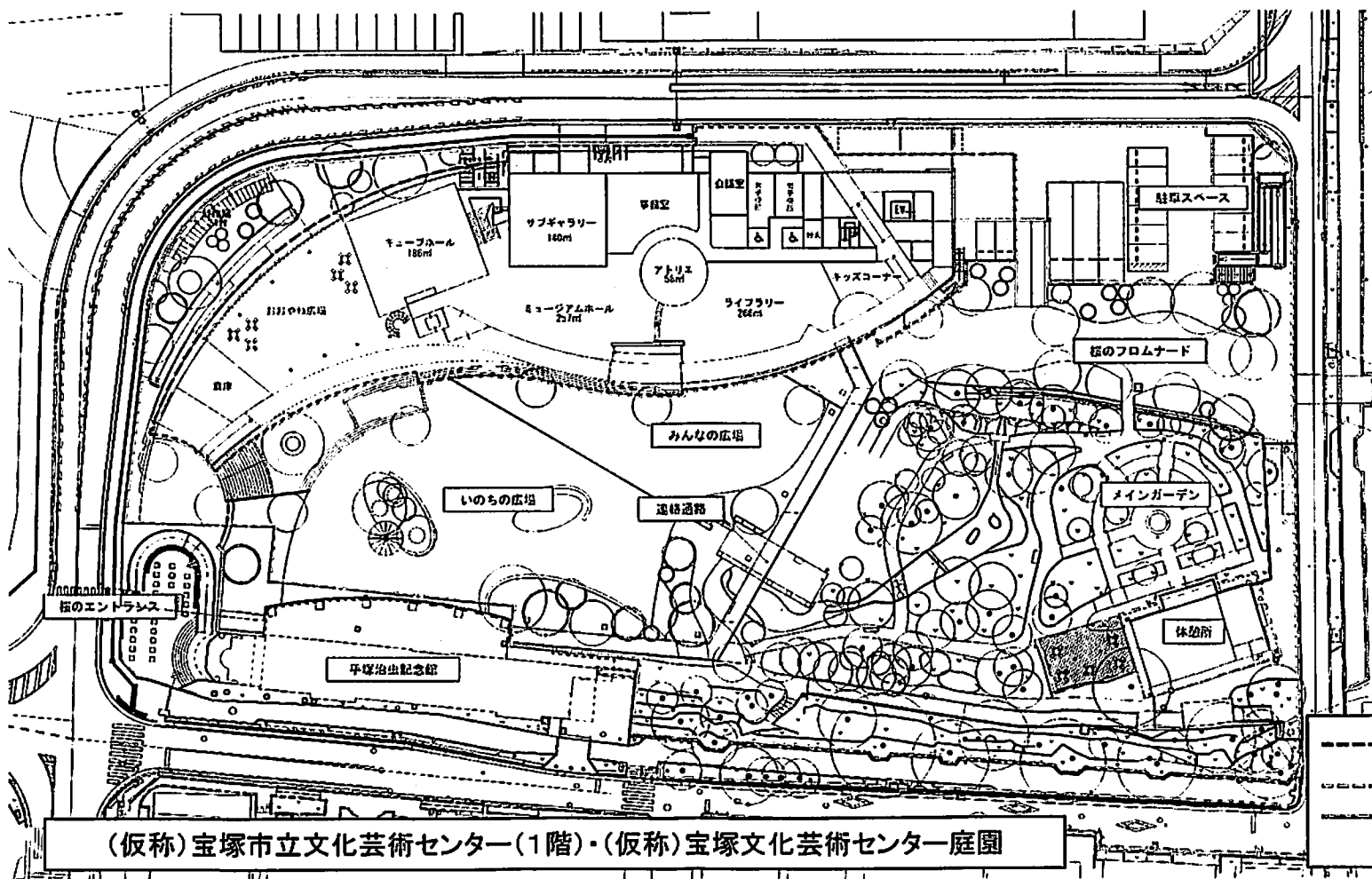
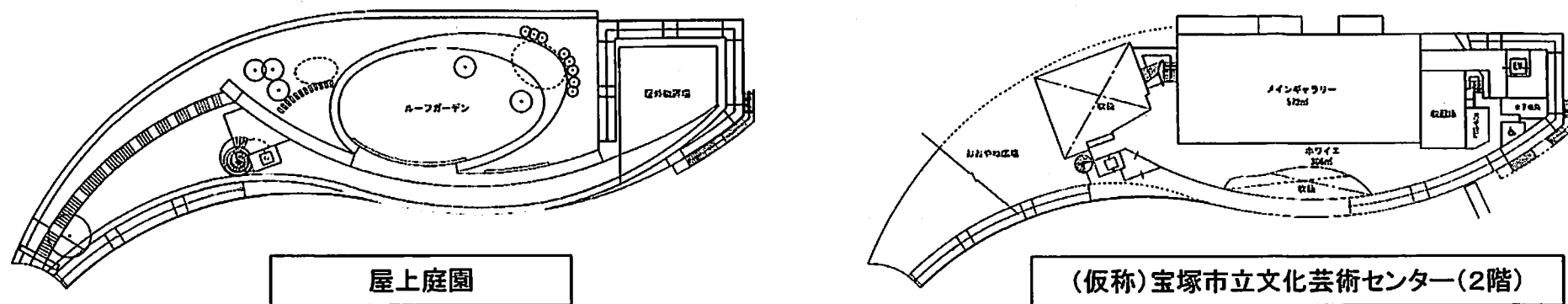
- ・世帯分離のための住宅
 - ・調整区域に住む者の住宅
 - ・既存集落における住宅
 - ・他人への譲渡のために用途を変更する住宅
 - ・空家の除却後に再建築する住宅
- ※住宅は、自己の居住の用に供するものに限る

特別指定区域における市街化を促進しない開発行為・建築物の新築等の許可(第13条・第14条)

- ・長期居住者のための住宅
- ・新規居住者のための住宅

※長期居住者は、北部地域に10年以上居住し、居住していた者

※住宅は、自己の居住の用に供するものに限る



議案第71号
宝塚市立文化芸術センター条例の制定について
資料2 施設の利用料金に係る算出方法について

宝塚市立文化芸術センター条例(以下「条例」という。)第11条関係別表に規定する利用料金のうち、メインギャラリー(ギャラリー1)の「1人入場1回につき利用料金2,000円」は、上限額を定めるものであって、近隣で指定管理者制度を導入している美術館の特別展の利用料金の上限額を参考に規定しています。

また、各諸室の1室1日の利用に係る利用料金は、同じく上限額を定めるものであって、市内の方が1日利用した料金(下表中「1日利用市内」)に市外者加算として5割、さらに営利目的加算で5割、それぞれ上乘せした額としています。

諸室名 ()内は条例上の区分	条例上の 利用料金	(円)			
		1日利用 市内	1日利用 市外	1日利用 市内・営利	1日利用 市外・営利
メインギャラリー(ギャラリー1)	120,000	60,000	90,000	90,000	120,000
サブギャラリー(ギャラリー2)	28,000	14,000	21,000	21,000	28,000
キューブホール(ホール)	36,000	18,000	27,000	27,000	36,000
アトリエ(造形室)	12,000	6,000	9,000	9,000	12,000
会議室(会議室)	8,000	4,000	6,000	6,000	8,000

その他共用スペースを占有して利用する場合の利用料金

		(円)			
1時間につき1平方メートル当たり	24	12	18	18	24

各諸室の利用料金(「1日利用市内」)は、下記のとおり文化芸術施設に係る基礎運営管理費用を施設全体面積及び営業日数で除して、1日1平方メートル当たりの単価を算出し、それに各諸室の面積を乗じて算出しています。

その他共用スペースを占有して利用する場合の利用料金は、単価を想定開館時間(10時から18時まで)で除して、1時間1平方メートル当たりの利用料金を算出しています。

光熱水費	10,837,800 円
施設維持管理費	25,520,000 円
人件費	53,540,000 円
文化芸術施設に係る基礎運営管理費用	89,897,800 円①

施設延床面積	3,110.89 m ² ②
営業日数	300 日③

1日1平方メートル当たり 97 円①/(②*③)

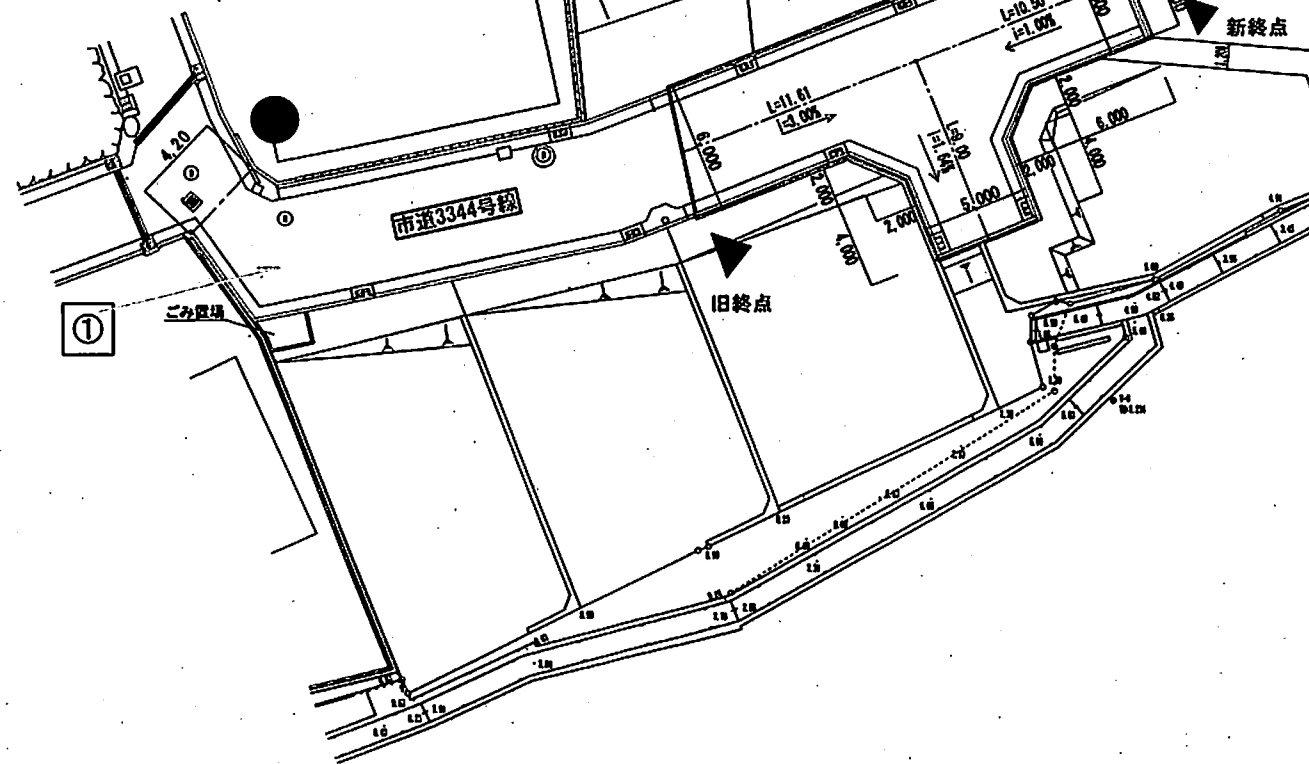
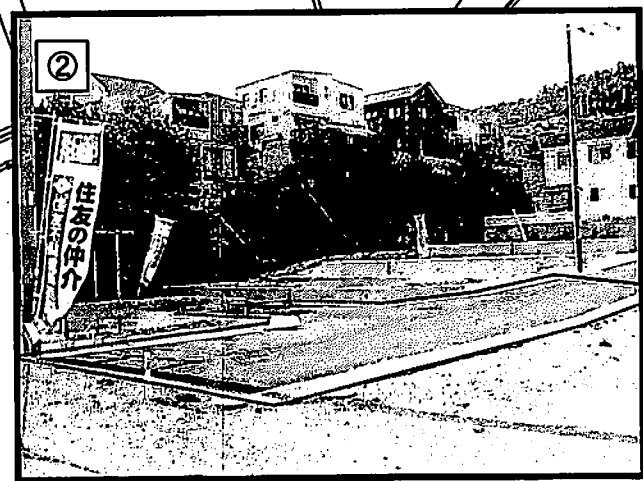
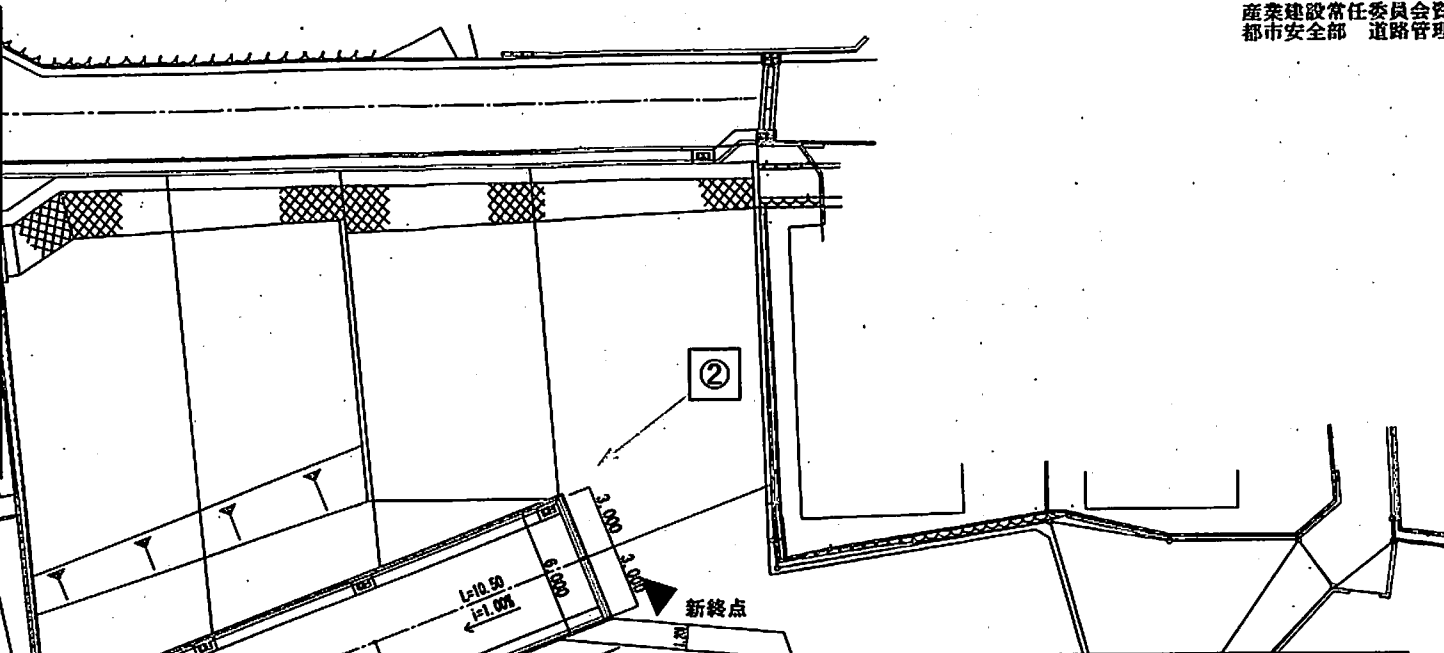
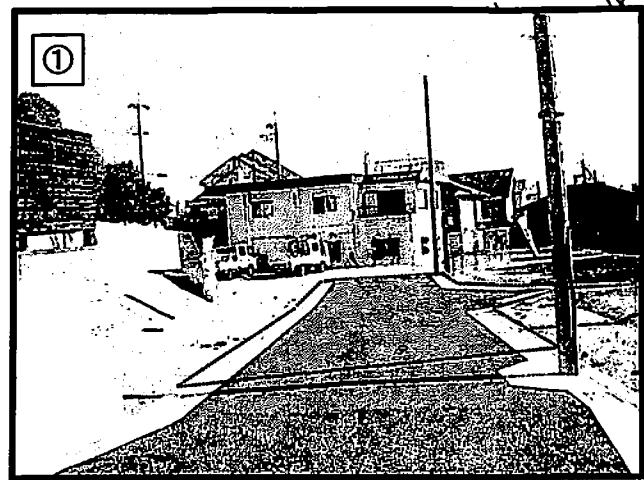
	面積(m ²)	単価(円)	(円)		(円)
メインギャラリー	573.52	× 97 =	55,631	≒	60,000 円
サブギャラリー	140.90	× 97 =	13,667	≒	14,000 円
キューブホール	186.53	× 97 =	18,093	≒	18,000 円
アトリエ	58.97	× 97 =	5,720	≒	6,000 円
会議室	36.05	× 97 =	3,497	≒	4,000 円

その他共用スペース	単価(円)	開館時間(時間)	
1時間につき1平方メートル当たり	97 ÷	※10時から18時まで 8 =	12 円

資料1 提出議案一覧

議案 番号	路線 番号	土地の表示 起点地番～終点地番	延長(m)		設備	備考
			幅員	最大	舗装	
				最小	側溝	
73	3344	変更前 雲雀丘3丁目92番～雲雀丘3丁目93番		22.10m	アスファルト	都市計画法第39条による管理引継ぎ 及び都市計画法第40条第2項による 土地の帰属に伴う終点地番の変更
			最大	6.00m	あり	
		最小	4.20m	あり		
		変更後 雲雀丘3丁目92番3～雲雀丘3丁目89番7		50.20m	アスファルト	
最大	6.00m		あり			
			最小	4.20m	あり	

認定変更 1路線



凡例	
●	起点
▲	終点
i=00%	道路勾配

議案第73号 市道路線の認定及び認定変更について

資料3 市道路線の認定・廃止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき市道路線（以下「市道」という）を認定し、または廃止しようとする場合における必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 市道は、一般の通行の用に供し、道路網を形成するように認定するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する道路を認定の対象とする。

(1) 都市計画法、土地区画整理法等の法令に基づき、道路管理者との協議を経て築造され本市に帰属される道路。

(2) 公共事業又はこれに伴い整備される道路

3 寄附により市道として認定する場合は、次に掲げる基準のすべてに該当しなければならない。

(1) 道路幅員は4m以上であること。

(2) 公道と公道に接すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、一方が必ず公道に接すること。

(3) 路肩、路側、側溝、舗装及び街渠等の施設が完備し、または完備される条件が備わっていること。

(4) 道路敷地内に公共施設を除く占有物件がないこと。

(5) 道路を構成する土地について、所有権、地上権等の権原が市に取得されていること。

(6) 境界が明確であること。

(7) 土地改良事業については、上項(1)、(2)の適用を除外する。

4 階段、歩道橋、地下歩道、遊歩道、自転車専用道路については、前項第1号に規定する道路幅員は、1.8m以上とする。

5 平成22年9月1日以降、新たに設置された道路については、新開発ガイドライン（平成22年9月1日施行）の基準に準じて適用するものとする。

(使用貸借)

第3条 前条第2項(5)の基準が満たされない場合であっても、次による場合は使用貸借により権原の取得を行うことができる。

(1) 権原が明確であるが、特に登記困難な事情がある場合。

(2) (1)によるほか、明確な理由により権原の取得が困難であり、特に市長がやむを得ないと認める場合。

(廃止)

第4条 次に掲げる基準のいずれかに該当する場合には、当該市道の全部又は一部を廃止することができる。

(1) 道路改良工事等によって代替道路が設置され、効用がなくなったもの。

(2) 路線が重複し効用がなくなったもの。

(3) 将来の道路改良計画もなく、管理上不適当なもの。

(4) その他道路としての効用がなくなったもの。

付則

(施行期日)

1 この基準は、昭和47年6月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、昭和55年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

但し、施行日までに協議をしている物件については、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成16年7月20日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年8月10日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年11月16日から施行する。

市道路線の認定・廃止基準の運用について

1 第2条関係

(1) 第1項「一般の通行の用に供し」について

当分の間、一般寄附の行き止まり道は、延長35mを超え、車返しがあり、かつ、5戸以上の建物が現存しているものを要件とする。

ただし、「延長35m」には転回広場の中心幅員を含めることができる。

(2) 実施時期

平成13年4月1日より実施する。

平成19年7月1日 但し書きを追記する。